



三重県公報

平成31年4月1日(月)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
210	県道の路線の認定及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	2
211	県道の路線の廃止及びその関係図面の縦覧	(同)	2
212	道路の区域決定及びその関係図面の縦覧	(同)	2
213	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(同)	2
214	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
215	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	5
216	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(同)	5

告 示

三重県告示第 210 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 7 条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定します。
その関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

整理 番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
160	松阪多気線	松阪市	
		多気郡多気町	

三重県告示第 211 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止します。
その関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

整理 番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
160	多気八太線	多気郡多気町	
		松阪市八太町	

三重県告示第 212 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪多気線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先 から 多気郡多気町仁田字休ミ場 696 番 1 地先 まで	9.00～58.56	8,486.00

三重県告示第 213 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 第 1
- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市国分町字世戸 645 番 1 地先 から 鈴鹿市木田町字東口 630 番 3 地先 まで	旧	3.30～24.00	2,231.30
	旧新	10.00～68.00	2,243.00

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神戸長沢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市上野町字野住 3052 番地先 から 鈴鹿市三畑町字北中大野 5074 番 34 地先 まで	旧	6.00～34.00	4,659.50

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神戸長沢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市上野町字野住 159 番 7 地先 から 鈴鹿市三畑町字北中大野 5075 番 39 地先 まで	新	25.00～63.50	6,997.43

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三畑四日市線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市下大久保町字西大清水 2833 番 52 地先 から 鈴鹿市下大久保町字東大清水 1183 番 3 地先 まで	旧	3.30～8.00	289.10
	旧新	9.00～20.60	375.10

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 辺法寺加佐登停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市津賀町字二ツ辻 141 番 1 地先 から 鈴鹿市加佐登町字野住 119 番 17 地先 まで	旧	5.60～70.00	4,252.10

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西庄内高塚線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市高塚町字神垣 216 番 3 地先 から 鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先 まで	新	6.70～19.50	196.50

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三行庄野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市庄野共進二丁目字羽山 3401 番地先 から 鈴鹿市庄野町字川久保 1482 番 2 地先 まで	旧	9.40～49.00	1,495.00

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三行庄野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル

鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 3 地先 から 鈴鹿市庄野町字川久保 1474 番 1 地先 まで	新	21.40～54.00	2,089.90
--	---	-------------	----------

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿芸濃線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市徳居町字久保 538 番 1 地先 から 鈴鹿市徳居町字西川原 2182 番 1 地先 まで	旧	4.20～10.20	468.60
	旧新	11.70～20.50	429.10

第 10

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 166 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市大黒田町字宮堀 343 番 1 地先 から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先 まで	新	11.46～50.05	7,136.00

第 11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪第 2 環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市虹が丘町 44 番 18 地先 から 松阪市下蛸路町字里中 617 番 2 地先 まで	旧	20.75～54.04	1,830.40
	新	13.06～49.16	1,830.40

第 12

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市浜島町南張字杉廣田 1207 番 6 地先 から 度会郡南伊勢町木谷字南河内 411 番 2 地先 まで	旧	6.90～30.56	1,475.60
	旧新	12.40～71.00	1,020.04

第 13

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町槌柄浦字荒谷 573 番地先 から 度会郡南伊勢町槌柄浦字小田奥 682 番 1 地先 まで	旧	17.70～49.60	211.00

第 14

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町贅浦字高濱 50 番 12 地先 から 度会郡南伊勢町東宮字豆方 63 番 3 地先 まで	旧	4.00～85.00	1,847.00
	旧新	14.60～84.00	1,210.00

第 15

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 309 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市飛鳥町野口字小々森 359 番地先 から 熊野市飛鳥町神山字オノ神 714 番 5 地先 まで	旧	1.50～2.50	90.00
	旧新	8.50～20.90	90.00

三重県告示第 214 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 166 号	松阪市大黒田町字宮堀 343 番 1 地先 から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先 まで	平成 31 年 4 月 1 日
県道 松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先 から 多気郡多気町仁田字休ミ場 696 番 1 地先 まで	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 215 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
一般国道	166 号	松阪市大黒田町 から 松阪市小津町 まで
県道	松阪多気線	松阪市大黒田町 から 多気郡多気町仁田 まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 216 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定しました。

平成 31 年 4 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	166 号	松阪市中央町 35 番 2 地先 から 松阪市鎌田町字南沖 247 番 2 地先 まで

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
